

航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第 5 管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正概要

○ 国際民間航空機関（ICAO）国際標準を遵守した管制用語の使用にかかる規定の新設及び関連規定の移設

令和 6 年 6 月 24 日に羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会により公表された中間取りまとめにおいて、具体的な滑走路誤進入対策として、ICAO 国際標準を遵守した管制用語の使用にかかる提言がなされたことを受け、国際民間航空条約第 10 附属書（航空通信）に定められている管制用語の使用について新たに規定する改正を行う。併せて、関連する復唱の徹底にかかる規定を上記規定の後に移設する。

○ 札幌航空交通管制部廃止に伴う二次レーダー管制機関別特定コードの削除

ターミナル・レーダー管制業務を行う管制空域において、管制支援処理システムにより個別コードが割り当てられていない航空機に対し指定するコードとして、管制機関別に二次レーダー管制機関別特定コードが配分されている。今般、令和 6 年 9 月 30 日付で札幌航空交通管制部が廃止されることに伴い、別表から札幌航空交通管制部を削除する。

○ その他所要の改正（現方式に合わせた修正等）

3. 今後のスケジュール

施行日：令和 6 年 10 月 1 日